

東京学芸大学こどもの学び困難支援センター要項の一部改正について

改正理由：東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和4年規程第14号）の一部改正（令和5年4月1日施行）による参照する条の修正及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和4年規程第14号）<u>第16条第3項</u>の規定に基づき、東京学芸大学こどもの学び困難支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(センター会議)</p> <p>第5条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>4 <u>教育インキュベーション推進機構長</u>（以下「機構長」という。）は、センター会議に出席することができる。</p> <p>[省略]</p> <p>(要項の改廃)</p> <p>第8条 この要項の改廃は、教育インキュベーション推進機構会議の議を経て<u>機構長</u>が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、東京学芸大学教育インキュベーション推進機構規程（令和4年規程第14号）<u>第15条第3項</u>の規定に基づき、東京学芸大学こどもの学び困難支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>[省略]</p> <p>(センター会議)</p> <p>第5条 [省略]</p> <p>2・3 [省略]</p> <p>4 <u>東京学芸大学教育インキュベーション推進機構長</u>は（以下「機構長」という。）は、センター会議に出席することができる。</p> <p>[省略]</p> <p>(要項の改廃)</p> <p>第8条 この要項の改廃は、教育インキュベーション推進機構会議の議を経て<u>教育インキュベーション推進機構長</u>（以下「機構長」という。）が定める。</p> <p>[省略]</p>